

## (20) 資産管理運用規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）の定款第5条の規定に従い、本会の基本財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定め、もって本会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

### (基本財産)

第2条 基本財産は、定款第5条第1項をもって構成する。  
2 基本財産は、定款第4条に定める事業目的を行うために保有する。

### (その他の財産)

第3条 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (特定資産)

第4条 特定資産は、その他の財産の内、特定の目的のために保有する資産であり、使用・保有又は運用に関し、以下の制約が課されている財産をいう。  
1) 寄付者から受け入れられた資産で、寄付者により資産の用途について制約が課されている資産  
2) 理事会において特定の目的のために用途や保有・運用方法等に制約を設けることを決議した資産

### (財産管理責任者)

第5条 会長は、第2条及び3条に規定する財産の管理、運用の適正を期するため、総務財務担当常務理事を財産管理責任者に任命し、その管理、運用に当たらせるものとする。  
2 財産管理責任者は、法令及び定款を遵守し、この規程及び財産管理台帳に基づき、当該財産を管理、運用しなければならない。

### (基本財産及びその他の財産の維持管理)

第6条 財産管理責任者は、基本財産及びその他の財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。  
2 特定資産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。  
3 財産管理責任者は、善良な管理者の証跡のため、会長及び専務理事に定期的に資産管理運用報告を行わなければならない。

### (基本財産及びその他の財産の処分等)

第7条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。  
2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。  
3 特定資産を事業遂行上やむを得ない事由により、その一部又は全部を処分する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(改廃)

第8条 この規程改廃は、理事会の議決によるものとする。但し、制度変更による語句の変更など、軽微な変更については、専務理事の判断で行うことができる。

附 則 この規程は平成28年9月17日制定、平成28年9月17日より施行する。